

令和7年 福津市議会12月定例会 一般質問及び答弁

○山本祐平

2 本市のいじめ対応について

いじめはかねてから学校にある社会問題である。特に重大事態に至るいじめは、被害を受ける児童生徒だけでなく、その保護者や対応する教職員など多くの方に負担と影響を与える。そのため重大事態の発生を防ぎ、かつ、発生時は迅速で適切な対応をとることが必要とされている。平時の備えが重要であり、学校や教育委員会は積極的にいじめを認知することが求められている。これらを踏まえ、以下について伺う。

①市内小中学校のいじめ認知件数及び認知率の推移と傾向

(回答)

いじめ認知件数及び認知率の推移につきましては、令和4年度から6年度までの3年間で見ますと認知件数は、小学校で631件、400件、539件、中学校で56件、170件、121件、小中合わせて687件、570件、660件、認知率は、小学校で13.0%、8.1%、10.7%、中学校で2.9%、8.2%、5.6%、小中合わせて10.7%、8.2%、9.1%となります。年度ごとに認知件数及び認知率のばらつきがありますが、近年は増加傾向にあります。いじめの態様としては、「冷やかしや、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が一番多くなっています。また、「パソコンや携帯電話等での誹謗中傷」が大きな問題になるケースが多くなってきています。小学校と中学校でいじめ認知件数に差が生じる理由としては、いじめの「見えにくさ」です。中学生になると人間関係が複雑化し、いじめが巧妙になる傾向があること。また、生徒自身が「いじめ」と認識しにくくなることがあります。中学生になると「これはいじめではなく、自分が弱いだけ」と自己責任化する傾向が強まり、報告をためらうことがあります。そのため、今後も、生徒が相談しやすいように、教師と生徒の信頼関係づくりや担任だけでなく、様々な教員等が関わる相談支援体制の構築を進めていく必要があると考えています。

②重大事態の発生状況

(回答)

重大事態の発生状況につきましては、

市内小・中学校：令和元年 1件(いじめと認定されなかった)

令和4年 1件(いじめと認定されなかった)

令和5年 1件

令和6年 1件となっています。

内容としましては、暴力行為、SNSでのいじめ、金銭の授受等となっています。

③本市のいじめ対応に関する課題

(回答)

本市のいじめ対応に関する課題につきましては、未然防止、早期発見・対応、発覚時の対応を各学校や市教委として、組織的に迅速かつ丁寧に行う中で、いじめ認知

件数も増加傾向であり、重大化や長期化する案件が減ってきています。しかしながら、一方で、いじめの態様としましては、SNSによる問題が多くなってきており、発見にくくなっているという課題があります。そのため、児童生徒の悩みや困り感を出しやすい、相談しやすいように、学校生活への不安や悩みを感じている児童生徒への寄り添いを中心とした、アンケート・教育相談・個人面談の充実を図っていく必要があると考えています。また、児童生徒の情報モラルを高める授業を、継続して実施していく必要があると考えております。

○大山隆之

1. 災害対策について

8月9日から11日にかけて発生した大雨による被害の現状と今後の対策等について以下を問う。

①現時点での被害状況

(回答)

8月9日からの大雨での現時点の被害状況を報告させていただきます。

市内において、人的被害は、市民の2名の尊い命が失われました。

また、物的被害については11月18日現在、住家被害、り災証明に関して全壊2件、半壊76件、床上浸水6件、床下浸水54件となっております。今回の災害で、り災証明の申請受付総件数は、154件となっております。

住家以外の被害を証明する被害届出兼証明書は11月18日現在、206件受け付けています。市内全域で被害が拡大し、特に住家被害が大きかった地域としては、苅目川の原町3区、大内川の内殿区、本木川の畦町区の3箇所となっております。

非住家では、ふくとぴあ、宮司コミュニティセンター、福間南郷づくり交流センターの浸水3棟、冠にある熊野神社本殿の倒壊1棟、計4棟。また、市営住宅敷地法面の崩落1箇所も被害を受けています。

道路や河川については11月18日現在で、被害報告件数244件のうち、対応済であるものが183件、残りの61件が対応中となっております。

対応中61件のうち、本木川1号橋の橋梁1箇所、本木・古賀市線、山手線、津丸・上西郷1号線、導本下・大石線の4路線、在自川、須多田川、奴山川、桜川の4河川につきましては、災害復旧事業の国庫負担申請をおこなっております。

市道に係る全面通行止め箇所につきましては、津屋崎地区では導本下・大石線、福間地区では畦町20号線(本木川1号橋)、若木台38号線、本木・古賀市線、内殿・舍利蔵線の5路線となっております。

農業用施設災害について、総数309箇所のうち、規模の大きなもので、国の災害査定を受けるものは、農道2箇所、水路3箇所、ため池3箇所です。これ以外に三築区ため池が被災していますが、災害復旧の申請は行いません。

林道について、総数23箇所。このうち2箇所(5工区)について国の災害査定を受けております。

教育施設では、市内の全小中学校、幼稚園で、雨漏りや浸水、機器の故障などの被害が確認されています。また、文化財においても国指定史跡津屋崎古墳群に含まれ

る勝浦峯ノ畠古墳と新原・奴山古墳群と生家大塚古墳で土砂崩落が発生しております。

下水道施設について、マンホールポンプ場が5箇所、雨水排水ポンプが1箇所が被災しております。

○石田まなみ

子どもの声を受け止める相談体制の整備

令和6年度の文部科学省調査によると、全国の不登校児童生徒数は35万3,970人と過去最多を記録し、いじめの認知件数も76万9,022件に達した。さらに、こども家庭庁の発表によれば、令和5年度の児童虐待相談対応件数は22万5,509件と、こちらも過去最多を更新している。これらの数字は、子どもたちが安心して学び、育つ環境が十分に保障されていない現状を浮き彫りにしている。これらを踏まえて、以下を問う。

(1)本市の小中学校のいじめについて

①相談件数

(回答)

相談件数につきましては、令和6年度の状況としまして小学校で546件、中学校で152件となっています。

②学校での対応と対策

(回答)

いじめの未然防止と早期発見・対応につきましては、各学校で様々な対応がございます。2点例を挙げさせていただきます。

1点目は、いじめ発見のきっかけとしてアンケートが有力な手段であると考えているため、すべての学校がアンケートを月1回実施しています。ICTを活用するなどして、集計等をスムーズに行い、見落としがないようにしています。また、年間で2回、無記名のアンケートを実施し、児童生徒からの声を拾いやすくしています。

2点目は、学級状況と個人の状態を即時確認できる「WebQ-U」を全小中学校で年間2回実施することで、いじめの被害を受けている可能性のある子どもや、やる気を出せずにいる子ども、友人とうまく関わっていない子どもなど適応面でハイリスクの子どもを抽出し、学年等で情報共有とともに、対応策を協議する研修を実施し、組織的に対応を行っています。

③教育委員会の対応と対策

(回答)

教育委員会は、年間4回にわたり各学校の学級づくり担当者に対し、親和的な学級集団づくりの仕方や各学校での推進の仕方等を学ぶ「学級づくり担当者研修会」を実施しています。担当者が講義・演習を通じて学んだ成果を各学校で実践・推進することで、安心・安全な学校づくりができるよう努めています。また、「いじめ問題担当者連絡会」を年間2回実施し、宗像署スクールソポーター、主任児童委員、家庭児童相談室等との情報交換会等を行い、支援のネットワークの確認・構築を図っています。

(2)本市の不登校児童生徒について

①不登校児童生徒の数

(回答)

不登校児童生徒の数は、令和6年度の状況としまして小学校の不登校児童数が137名、兆候が92名、合計229名です。中学校では、不登校生徒数173名、兆候75名、合計248名となっています。

②学校での対応

(回答)

学校での対応としましては、校内における共通理解の徹底を図るために、年度当初に前担任との引継ぎや、チーム会議での情報交換を行い、支援が必要な児童生徒への組織的な対応を協議して、実践しています。また、小1、中1プロブレムの解消や進級の不安を取り除くために、保幼小連絡会や小中連絡会を実施し、予防的な取り組みが必要な児童生徒についての情報交換を行っています。そして、組織的な対応を図るために、定期的に不登校支援委員会を開催し、不登校児童生徒の一人一人に合った対応を協議し、実行しています。また、関係機関との連携・協力体制を構築し、多面的・多角的な支援を行っていっています。

③教育委員会の対応

(回答)

いじめについての対応と同様に、教育委員会が「学級づくり担当者研修会」を年間4回実施することで、担当者が講義・演習を通じて学んだ成果を各学校で実践・推進することで、安心・安全な学校づくりができるように努めています。また、「不登校支援担当者連絡会」を年間2回実施し、教育支援センター、主任児童委員、家庭児童相談室、フクスタ指導員、のびのび発達支援センター指導員等との、情報交換会や協議等行い、支援のネットワークの確認・構築を図っています。

(4)相談体制について

①相談員の種類と配置人数

(回答)

教育委員会の相談員の種類と配置人数としましては、

- ・教育支援センターひだまりの職員が3名
 - ・福津市教育委員会 指導主事が5名
 - ・スクールソーシャルワーカーが3名
 - ・県配置のスクールカウンセラーが5名そのうち県と兼務で市が追加配置する2名
- となっています。

②スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの動きの実態

(回答)

スクールソーシャルワーカーにつきましては、各中学校ブロックに1名ずつ配置しています。福間中ブロックのみスクールソーシャルワーカースーパーバイザーとなっており、年間160日でのべ832時間、他のブロックのスクールソーシャルワーカーは、年間132日でのべ624時間を上限として勤務しています。業務内容としましては、学校での相談や家庭への訪問等を通して、不登校、暴力行為、児童虐待等の問題を抱

える児童・生徒の社会的環境を改善し、問題解決を図るとともに、当事者の保護者に対しても相談・支援を行っています。

また、県費派遣時間の不足分を市費で配置するスクールカウンセラーにつきましては、拠点型で福間東中と津屋崎中に各1名の2名、巡回型で1名を配置しています。拠点型のスクールカウンセラーは、年間70日のべ280時間、福間東中の拠点型のスクールカウンセラーが巡回型を兼ねて、年間41日のべ317.75時間を上限としており、いずれも県のスクールカウンセラーを兼ねた配置となっています。業務内容としましては、カウンセリングを通して、児童生徒に対しては、不登校、いじめ、家庭問題、進路の悩みなどに対応するほか、発達特性や心理状態の把握をして心理的支援を行っています。また、児童生徒の状態やニーズに合わせて、他機関との連携も図っています。さらに、保護者に対しては、子どもの行動や家庭での悩みへの助言、保護者の不安や要望を解決するために学校との橋渡し等の支援を行っています。

③相談できていないまたはできない児童生徒の把握

(回答)

各学校では、毎月1回の生活アンケートや年間2回のWebQ-Uアンケート、相談面談等を実施して、できる限り子ども達の悩みや困難を引き出しやすい体制を構築しています。また、小学校には教科担任制を導入して、複数の教員に相談できる体制も構築しながら、相談できていない、または、できない児童生徒を無くす努力をさせていただいている。さらに、児童生徒自身が、困難や悩みを抱えたとき、信頼できる大人に助けを求める力を持つことも大切にしています。

④当事者の保護者の相談体制

(回答)

保護者の相談体制としましては、

1. 教育委員会の相談窓口
2. 教育支援センターひだまり
3. 学校や教育委員会からスクールソーシャルワーカーへつなぐアウトリーチ的な相談体制
4. 学校や教育委員会からスクールカウンセラーへつなぐ相談体制
5. 学校や教育委員会から家庭児童相談室や子育て世代包括支援課等の関連機関との連携した相談体制

以上の5つが、現状の本市の相談体制となっています。

⑤相談員の研修

(回答)

相談員の研修としましては、県や国が主催の研修会に参加しているほか、福津市教育委員会主催の「いじめ問題担当者連絡会」、「不登校支援担当者連絡会」を年間2回実施し、福岡県立大学や福岡教育事務所等から講師を招聘し、不登校対応やいじめ問題対応について、研修を行なっています。

⑥外部団体との連携

(回答)

外部団体との連携では、先にいじめと不登校に対する教育委員会の対応でお答え

しましたとおり、教育委員会が主催する年間2回の「いじめ問題担当者連絡会」で、宗像署スクールセンター、主任児童委員、家庭児童相談室等との情報交換会を行い、支援のネットワークの確認・構築を図っているほか、教育委員会が主催する年間2回の「不登校支援担当者連絡会」でも教育支援センター、主任児童委員、家庭児童相談室、フクスタ指導員、のびのび発達支援センター指導員等との、情報交換会や協議等を行い、支援のネットワークの確認・構築を図っております。

(5)こども家庭部と教育委員会の連携について

(回答)

こども家庭部と教育委員会の連携としましては、各関係機関が連携できるように、月1回、教育委員会主催のミーティングを行っています。参加者は、学校教育課と家庭児童相談室、子育て世代包括支援課、教育支援センターひだまり、スクールソーシャルワーカーとなっています。

○中村恵輔

1. コミュニティ・スクールの現状と今後の展望について

コミュニティ・スクールは、学校が地域住民らと目標やビジョンを共有し、地域と一緒に子どもを育む仕組みであり、家庭・地域が学校運営に参画する制度である。福津市では開始から10年以上が経過したが、実施状況とその成果、課題の総括を伺う。その総括を踏まえ、地域との共働の在り方、学びの連続性の確保、関係者の負担にも配慮した持続可能な仕組みの構築など、今後の展望について伺う。

(回答)

本市において、コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の全校導入から、15年目となりました。コミュニティ・スクールの形成段階では、学校運営協議会での熟議・協働から小中連携の充実、地域コーディネーターを各地域に配置した地域学校協働本部の構築などを進めてきました。令和3年度からは、追究段階に入り主に「地域と共にある学校づくり」とともに「学校を核とした地域づくり」の双方向の推進に取り組み、令和6年度に、これらの成果の一つとして、「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」における文部科学大臣表彰を津屋崎中学校区が受賞しました。このように学校と地域が連携・協働した取組から、子どもたちの地域貢献がますます広がり、将来の地域の創り手が育っている成果が表れてきています。

これまでのコミュニティ・スクールを基盤とした教育活動の良さや成果を継承しつつ、検証・改善を行い、時代の変化や実態に応じて追究・強化に向けて重点目標を設定し取り組んでおり、今年度の重点目標も、「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進による課題解決」と「小中9年間の共通課題の解決に向けた学校・家庭・地域との連携・共働の推進」としておりますが、高校生以降の連続性の確保や地域学校協働活動に欠かせない地域コーディネーターの人材確保・育成の課題を抱えており、現状では、これらの課題を解決する仕組みとして、小中9年間を越えた学びの連続性や持続可能な人材確保の仕組みの構築に向け追究していくことを模索しております。

2. 福間南小学校の教育環境の現状と今後について

福間南小は過大規模校化が進み、教育環境は依然としてハード面、ソフト面ともに厳

しい状況である。これまで一般質問で求めてきた改善策について、その進捗状況を総括して伺う。あわせて、当面の短期的な対策と、工程、体制、財源見通しを含む中長期的な計画について見解を求める。

(回答)

過大規模校である福間南小学校については、これからも教育環境改善に向けた取り組みを進めていくことが重要な課題であると考えています。

ハード面では、当面の課題となっている特別教室の不足やトイレの改修について、学校運営を最優先にした上でどのような改修ができるのか学校と協議を行い、対応策の検討を進めています。

ソフト面では、人的配置の面で各校に1名配置する市費による「学校事務」について、福間南小には、福間小や福間中と同じ2名配置としているほか、小学校に配置する「少人数教育非常勤講師」につきましても、福間南小には福間小と同じ2名配置し、負担が過大とならないよう過大規模校に配慮した人的配置をしています。

福間南小学校におけるハード面・ソフト面の今後の取り組みについてですが、市内小中学校全体の中で検討する必要があり、各学校の置かれた状況や事業の優先度等を整理し、財政面での負担や実施時期等を考慮しながら、計画的に進めていく必要があると考えております。

○豆田優子

1 学びの機会をすべての子どもに保障するための取り組みについて

小中学校の過密化問題は解決に至らず、子どもたちの学びの環境は、所属する学校で差異がある。支援を要する子どもたちの学びの環境も、学校によって様々である。そこで以下について伺う。

①本市の特別支援教育の考え方

(回答)

本市では、第2期教育総合計画の重点目標「未来を創造するための確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成」の施策項目「学校における教育環境・条件の整備」を受け令和7年度「福津市学校教育ドリームプラン」の施策Ⅲ「誰一人取り残さない学びの保障」の主要事業では、「特別支援教育の充実」を挙げ特別支援学級担任と特別支援教育支援員の専門性を高め、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な支援を効果的に行う教職員の育成に努めています。具体的には、インクルーシブ教育の推進のため、通常学級と特別支援学級・通級指導教室の連携を強化し、子ども達が共に学びあえる環境を整えると同時に、就学相談の充実を図り、関係機関と連携をして、子どもに最適な学びの場を提供できるよう努めています。

②特別支援教育就学奨励費の縮小

(回答)

特別支援教育就学奨励費につきましては、特別支援学級に入級している児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減することを目的に、就学に必要な経費の一部を補助してまいりました。また、当市では当該奨励費とは別の制度として、就学援助の制度があるため、保護者に対して、令和6年度中に周知を行い、経済的理由により制度利

用が必要な場合には、令和7年度以降は就学援助の制度利用をご検討いただくよう、必要に応じて制度変更をお願いしてまいりました。令和7年度からの当該奨励費は、特別支援教育に欠かせない特別支援学級で行う「校外活動費」のみを対象としております。

③支援の必要な子どもの人数把握

(回答)

特別支援学級及び通級指導教室の在籍者につきまして、令和7年度の状況としましては、小学校415名、中学校134名となっております。

④特別支援教育支援員の充足率

(回答)

特別支援教育支援員の充足率につきましては、令和7年度は、59名の支援員を配置しております。これは、児童生徒9.3名につき、支援員を1名配置していることになっており、周辺自治体との比較においても支援員一人当たりの支援時間と支援人数ともに一定程度の配置を行っております。

○戸田進一

1 不登校について

不登校の児童生徒が急増している。本市の令和6年度の不登校数は、小中学校あわせて310名(児童生徒数の4.28%)、さらに不登校兆候数は167名にのぼる。一体なぜなのか。この現状をどのように捉え、どう対応すればいいのか。不登校の子ども本人の苦悩とともに、保護者など多くの人が悩んでいる。対応として、保護者への手厚い支援で安心を増やすこと、子どもの居場所や学びの場の保障を図ること、不登校を生み出している公教育(学校)の在り方改善を図ること等が必要と考える。具体的に以下について、市の見解を伺う。

①不登校の捉え方や対応目標

(回答)

不登校とは、病気や経済的理由を除き、心理的・社会的な要因などにより学校に行けない、または行かない状態が続き、年間30日以上欠席をしている児童生徒であると捉えております。本市における具体的な要因は、小学校と中学校でも異なりますが、いじめ、いじめを除く友人関係をめぐる問題、教職員との関係をめぐる問題、学業不振、進路に係る不安、クラブ活動、部活動等への不適応、学校のきまり等をめぐる問題、入学・転編入学・進級時の不適応、家庭の生活環境の急激な変化、親子の関わり方、家庭内の不和、生活リズムの乱れ・あそび・非行、無気力・不安等が挙がっています。また、不登校の対応目標としましては、不登校は、学校・家庭・社会的な環境によって、どの児童生徒にも起こり得るものであって、不登校というだけで問題行動であると捉えることなく、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要であると考えております。そこで、不登校児童生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すものです。

今年度の具体的、不登校対応の目標としましては、特に「新たな不登校児童生徒を

生まない取組」と「不登校児童生徒、教室に入れない子への手厚い支援」を掲げ、取組みを進めております

②保護者への支援の方策

(回答)

学校・教育委員会・専門機関が連携し、保護者の不安や悩みに寄り添う体制づくりを心がけております。教育委員会では学校教育課が窓口となり、保護者からの電話・メール・訪問など、日々、相談対応にあたっております。学校以外での相談等の支援方策としましては、「教育支援センターひだまり」が学校を挟まずに相談できることから、不登校で悩んでいる保護者が気軽に相談できる場となっております。また、スクールソーシャルワーカーがアウトリーチ的に繋がることで、不登校児童生徒のみでなく保護者の相談や助言役を担っています。

③子どもの居場所や学びの場の保障

(回答)

不登校となり、学校に通えない子どもたちの居場所や学びの場としては、校内支援教育センターを利用している児童生徒は43名。保健室を利用している児童生徒が22名ですが、校内支援教育センターと保健室登校の利用者は、重複している児童生徒もいます。そして、民間フリースクールを利用している児童生徒は9名、教育支援センターを利用している児童生徒は27名となっています。

④公教育(学校)の在り方改善

(回答)

教職員の多忙化の緩和に向けた取り組みとしては、各学校でも日ごろから業務改善を行っているところです。GIGAスクール導入以降、グーグルドライブによる資料・教材等の共有、学校評価などアンケートの集約等、さまざまな面でICTを活用した業務の改善等も進んできています。加えて、令和4年度には留守番電話を導入し、勤務時間外の電話対応等の改善を図っています。

また、定時退校日や学校閉庁時刻の設定、長期休業期間中の学校閉庁日の設定などをを行うことに加え、教職員向けにも時間外勤務の縮減及び年次有給休暇の取得促進についてのリーフレットを作成し、啓発を行っています。

○佐伯美保

2. スクールソーシャルワーカー等の拡充及び児童センターフクスタとの連携と支援機能体制等について

本市における小・中学生のいじめ認知件数や不登校数は増加の一途を辿り、不登校率は4.3%と全国平均の3.7%より高い。第1期福津市こども計画では、基本目標のひとつに、「こどもが安心して暮らし、育つことができる環境づくり」を掲げている。子どもの最善の利益を踏まえた環境整備が求められるところであり、児童生徒の支援に向けた、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の拡充について伺う。またスクールソーシャルワーカー等と連携した、児童センターフクスタの支援機能体制の整備等について伺う。

(回答)

ご指摘のとおり、令和6年度は、全国平均を上回っている状態です。経年の変化におきましても、全国の傾向と同じように、年々増加傾向であり、令和6年度は、不登校数が小中合わせて310人、兆候数167人を合わせると477人、特に不登校数は近年では1.3倍ずつの増加傾向が見られています。また、令和7年10月現在、不登校数が小中合わせて213人、兆候数115人となっており10月現在で増加の鈍化が見られ、今年度は増加傾向の抑制を目指しています。

いじめ認知件数の推移は、小中学校ともに令和に入り増加傾向の一方で、年度によっては差があり、学校間でも差があるという実態となっております。

具体的に数値としましては、令和6年度の、いじめ認知件数としましては、小中学校合わせて660件、令和7年10月現在で既に6年度を上回る836件となっており、今年度は更に増加が見込まれます。

また、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置状況に関しまして、まずスクールカウンセラーにつきましては、県費派遣時間の不足分を市費で配置しております。具体的には、市が配置するスクールカウンセラーにつきましては、拠点型で福間東中と津屋崎中に各1名の2名、巡回型で1名を配置しています。拠点型のスクールカウンセラーは、年間70日のべ280時間、福間東中の拠点型のスクールカウンセラーが巡回型を兼ねて、年間41日のべ317.75時間を上限としており、いずれも県のスクールカウンセラーを兼ねた配置となっています。そして、市が配置するスクールソーシャルワーカーにつきましては、令和4年度から1名増員し各中学校校区に1名配置となりました。具体的には、スクールソーシャルワーカーにつきましては、各中学校ブロックに1名ずつ配置しています。福間中ブロックのみスクールソーシャルワーカースーパーバイザーとなっており、年間160日のべ832時間、他のブロックのスクールソーシャルワーカーは、年間132日のべ624時間を上限として勤務しています。現状の配置状況において各々、十分に活躍をいただいておりますが、対応する児童生徒および保護者の増加を考慮いたしますと増員及び常勤化等、その必要性につきましては感じております。引き続き、他の取組みと合わせ段階的に取組む必要がある課題と捉えております。

最後に、フクスタの支援機能体制の整備につきましては、何らかの理由によって学校に登校できない小中学生を対象に安心して過ごせる居場所としてフクスタを利用する事業です。具体的には、スクールソーシャルワーカーが児童生徒の同伴でフクスタに出向き活動するもので、本年度からは、こども家庭部との連携・協議によりスクールソーシャルワーカーが児童生徒および保護者とフクスタに同伴し、施設の使い方の説明、保護者の見守りを依頼した後、保護者に対し市教育委員会からフクスタの利用許可書を発行することとしております。これにより、スクールソーシャルワーカーは伴わず、児童生徒および保護者のみでのフクスタ利用を可能となりました。